

一般電気事業供給約款料金算定規則事業者設定基準
および燃料費調整制度にかかる事項の届出書

本お発第3号

平成25年10月29日

経済産業大臣 茂木 敏充 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員

水野 明久

別表に掲げる一般電気事業供給約款料金算定規則の規定により、別紙のとおり事業者設定基準および燃料費調整制度にかかる事項を定めたので届け出ます。

(別 表)

一般電気事業供給約款料金算定規則	
第6条第5項	第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
	第6条第4項第2号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第8条第3項	送電・高圧配電関連固定費又は送電・高圧配電関連可変費への配分基準
	送電・高圧配電非関連固定費又は送電・高圧配電非関連可変費への配分基準
第9条第2項	第9条第1項に規定する値に代わるものとして設定した値
第9条の2第2項	第9条第1項に規定する値に代わるものとして設定した値
第12条第2項	託送収益（電源線に係る収益を除く。）及び事業者間精算収益の送電・高圧配電関連固定費、送電・高圧配電関連可変費及び需要家費への配分基準
第12条の2第2項	託送収益（電源線に係る収益に限る。）の送電・高圧配電非関連固定費及び送電・高圧配電非関連可変費への配分基準
第19条第3項	低圧需要原価等の差異を勘案して設定した基準
第21条第2項	電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して定めた比率
第21条第4項	燃料費調整制度における基準調整単価

第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
〔第6条第5項関係〕

1 設定した基準

		活動帰属基準	配賦基準
修繕費	販売費に係る費用	建設費比	—
	その他の修繕費	各部門業務用建物床面積比	
賃借料	機械賃借料	各部門人員数比	—
	借家料	各部門業務用賃借建物床面積比	
	その他の賃借料	各部門業務用建物床面積比	
委託費	情報処理関連費用	各部門人員数比	—
	社債関係支払委託費	各部門帳簿価額比	
	建物管理関連費用	各部門業務用社有建物床面積比	
	その他の委託費	—	
諸費	旅費	各部門人員数比	—
	その他の諸費	—	各部門人員数比
固定資産税	販売費に係る費用	建設費比	—
	その他の固定資産税	各部門業務用建物床面積比	
減価償却費	販売費に係る費用	建設費比	—
	その他の減価償却費	各部門業務用建物床面積比	
固定資産除却費	販売費に係る費用	建設費比	—
	その他の固定資産除却費	各部門業務用建物床面積比	
社債発行費		各部門帳簿価額比	—
電気事業報酬	運転資本(営業資本)	各部門営業資本比	—
	販売費に係る費用	帳簿価額比	
	その他の電気事業報酬	—	各部門帳簿価額比

2 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

一般管理費等に整理された基礎原価等項目の配分にあたり、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な基準として、一般電気事業供給約款料金算定規則別表第2第2表に掲げる基準に比べ、費用の発生についてより因果性がみられるものについて、〔1 設定した基準〕に掲げる基準を設定した。

(別 紙)

第6条第4項第2号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
〔第6条第5項関係〕

1 設定した基準

	活動帰属基準	配賦基準
社債発行費	受電用変電及び配電用変電の帳簿価額比	—
電気事業報酬	—	受電用変電及び配電用変電の帳簿価額比

2 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

変電費に整理された基礎原価等項目の配分にあたり、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な基準として、一般電気事業供給約款料金算定規則別表第2第2表に掲げる基準に比べ、費用の発生についてより因果性がみられるものについて、〔1 設定した基準〕に掲げる基準を設定した。

(別 紙)

送電・高圧配電関連固定費又は送電・高圧配電関連可変費への配分基準
〔第8条第3項関係〕

	配 分 基 準
給料手当	送電・高圧配電関連固定費に整理。
給料手当振替額（貸方）	送電・高圧配電関連固定費に整理。
雑給	送電・高圧配電関連固定費に整理。
消耗品費	水力発電費のうちのアンシラリーサービス費および火力発電費のうちのアンシラリーサービス費は、送電・高圧配電関連固定費に整理。総送電費、受電用変電サービス費、配電用変電サービス費、高圧配電費およびネットワーク給電費は、送電・高圧配電関連固定費と送電・高圧配電関連可変費の割合が一對一となるように整理。
修繕費	送電・高圧配電関連固定費に整理。
託送料	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に整理。
事業者間精算費	送電・高圧配電関連可変費に整理。
委託費	送電・高圧配電関連固定費に整理。
養成費	送電・高圧配電関連固定費に整理。
諸費	送電・高圧配電関連固定費に整理。

	配 分 基 準
地帯間購入送電費 (電源線に係る費用を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に整理。
他社購入送電費 (電源線に係る費用を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に整理。
建設分担関連費振替額 (貸方)	送電・高圧配電関連固定費に整理。
附帯事業営業費用分担関連費振替額 (貸方)	送電・高圧配電関連固定費に整理。
地帯間販売送電料 (電源線に係る収益を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に整理。
他社販売送電料 (電源線に係る収益を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に整理。

(別 紙)

送電・高圧配電非関連固定費又は送電・高圧配電非関連可変費への配分基準
〔第8条第3項関係〕

	配 分 基 準
給料手当 (環境対策費を除く。)	送電・高圧配電非関連固定費に整理。
給料手当振替額(貸方) (環境対策費を除く。)	送電・高圧配電非関連固定費に整理。
雑給(環境対策費を除く。)	送電・高圧配電非関連固定費に整理。
消耗品費 (環境対策費を除く。)	水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費は、アンシラリーサービス費を加えた上で、固定費と可変費の割合が一对一となるように整理。火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費は、アンシラリーサービス費および環境対策費を加えた上で、固定費と可変費の割合が一对一となるように整理。総原子力発電費、総新エネルギー等発電費、低圧配電費および非ネットワーク給電費は、送電・高圧配電非関連固定費と送電・高圧配電非関連可変費の割合が一对一となるように整理。
修繕費(環境対策費を除く。)	送電・高圧配電非関連固定費に整理。

	配 分 基 準
託送料	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理。
委託費（環境対策費を除く。）	送電・高圧配電非関連固定費に整理。
養成費（環境対策費を除く。）	送電・高圧配電非関連固定費に整理。
諸費（環境対策費を除く。）	送電・高圧配電非関連固定費に整理。
地帯間購入電源費 （過去の使用済燃料に係る費用を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理。
地帯間購入送電費 （電源線に係る費用に限る。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理。
他社購入電源費 （過去の使用済燃料に係る費用及び再エネ特措法交付金相当額を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理。
他社購入送電費 （電源線に係る費用に限る。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理。
建設分担関連費振替額（貸方） （環境対策費を除く。）	送電・高圧配電非関連固定費に整理。
附带事業営業費用分担関連費振替額（貸方） （環境対策費を除く。）	送電・高圧配電非関連固定費に整理。

	配 分 基 準
地帯間販売電源料 （過去の使用済燃料に係る収益を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理。
地帯間販売送電料 （電源線に係る収益に限る。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理。
他社販売電源料 （過去の使用済燃料に係る収益を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理。
他社販売送電料 （電源線に係る収益に限る。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理。

(別 紙)

第9条第1項に規定する値に代わるものとして設定した値
〔第9条第2項関係〕

1 設定した値

第10条第1項第1号ホに掲げる需要家費のうち、需要家設備関連費用の配分について、第9条第6項第1号の割合を算定するための値は、同条第2項の規定により、同条第1項第6号に規定された値ではなく、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した値とする。

具体的には、配電設備のうち、架空引込線、地中引込線、電流制限器、計器に係る費用および屋内配線の調査・測定に係る費用については、口数比で配分せずに、各設備に対応する電圧区分に応じて、特別高圧需要、高圧需要および低圧需要に直接整理するものとする。

2 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

需要家費については、需要規模、契約等に応じて費用の差異がみられることから、より適切な整理を行うため、〔1 設定した値〕に掲げる値を設定した。

(別 紙)

第9条第1項に規定する値に代わるものとして設定した値
〔第9条の2第2項関係〕

1 設定した値

第10条第1項第2号ハに掲げる送電・高圧配電非関連可変費の配分について、第9条の2第4項第4号の割合を算定するための値は、同条第2項の規定により、第9条第1項第5号に規定された値ではなく、水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費に整理された送電・高圧配電非関連可変費の合計額については発受電量のうちの水力発受電量、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費に整理された送電・高圧配電非関連可変費の合計額については発受電量のうちの火力発受電量、総原子力発電費に整理された送電・高圧配電非関連可変費の合計額については発受電量のうちの原子力発受電量、総新エネルギー等発電費に整理された送電・高圧配電非関連可変費の合計額については発受電量のうちの新エネルギー等発受電量による値とする。

2 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

送電・高圧配電非関連可変費については、発電原動力の種別に応じて費用の差異がみられることから、より適切な整理を行うため、〔1 設定した値〕に掲げる値を設定した。

(別 紙)

託送収益（電源線に係る収益を除く。）及び事業者間精算収益の送電・高圧配電関連固定費，送電・高圧配電関連可変費及び需要家費への配分基準
〔第12条第2項関係〕

	配 分 基 準
託送収益 （電源線に係る収益を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に整理。
事業者間精算収益	送電・高圧配電関連可変費に整理。

(別 紙)

託送収益（電源線に係る収益に限る。）の送電・高圧配電非関連固定費
及び送電・高圧配電非関連可変費への配分基準

〔第12条の2第2項関係〕

	配 分 基 準
託送収益 （電源線に係る収益に限る。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理。

(別 紙)

低圧需要原価等の差異を勘案して設定した基準
〔第19条第3項関係〕

第19条第2項の規定による基準は、以下のとおり設定する。

1 契約種別

契約種別は、一般電気事業供給約款料金算定規則に基づき整理された低圧需要原価等をもとに、電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等の差異を勘案して、以下のとおり設定する。

需要種別	契 約 種 別
低 圧 需 要	定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯， 低圧電力，臨時電力，農事用電力

2 料金制

料金制については、使用電力量が一定量以下の場合に使用電力量の大小に係なく一定の支払いを受ける最低料金制、または需要電力に応じて支払いを受ける基本料金と使用電力量に応じて支払いを受ける電力量料金を組み合わせた二部料金制を基本とし、需要電力が極めて小規模な需要については定額料金制を適用する。

3 料金率

料金率については、低圧需要原価等に準拠し、これまでの料金制度の沿革、料金改定の趣旨を勘案して、契約種別ごとの電気の使用期間（年間使用、短期間の使用）、使用時期（季節、時間）、使用規模（1口当たりの電力量、需要電力）、使用用途等の使用形態や計量方法等による供給原価の差異を勘案して、各契約種別ごとの負担が公平となるように定めるものとする。

なお、二部料金制における基本料金率および電力量料金率については、以下のとおり定めるものとする。

(1) 基本料金率

基本料金率については、原則として、1月を単位とし、需要の使用する負荷設備等を基準とした契約電流、契約容量または契約電力等により定めるものとする。

なお、電力需要の基本料金率については、需要の力率差による供給原価の適切な負担や系統への影響度を反映するものとする。

(2) 電力量料金率

ア 電灯需要

電灯需要の電力量料金率については、原則として、3段階料金制（使用電力量を3段階に区分）として、以下のとおり定めるものとする。

(ア) 第1段階の使用電力量の料金率については、(イ)の料金率より低廉なものとする。

(イ) 第2段階の使用電力量の料金率については、おおむね平均費用に基づくものとする。

(ウ) 第3段階の使用電力量の料金率については、限界費用の上昇傾向を反映したものとする。

(エ) 第1段階と第2段階の使用電力量の区分は、1需要家1月につき120キロワット時とし、第2段階と第3段階の使用電力量の区分は、当社の供給区域における平均的な使用電力量等を踏まえ、1需要家1月につき300キロワット時とする。

イ 電力需要

需要電力のピークが夏季にあることから、電力需要の電力量料金率については、夏季とその他季の供給原価の季節間格差を勘案して、夏季とその他季をそれぞれ定めるものとする。

(別 紙)

電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して定めた比率
〔第21条第2項関係〕

石 油	0. 0 2 7 6
液化天然ガス	0. 4 7 9 6
石 炭	0. 4 2 6 3

(別 紙)

燃料費調整制度における基準調整単価
〔第21条第4項関係〕

区 分	単 位	基準調整単価 円 銭厘
(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯A 電 灯		
20Wまで	1 灯	1. 7 7 9
40Wまで	〃	3. 5 5 8
60Wまで	〃	5. 3 3 5
100Wまで	〃	8. 8 9 3
100W超過100Wまでごとに	〃	8. 8 9 3
小型機器		
50VAまでの機器	1 機器	2. 6 5 6
100VAまでの機器	〃	5. 3 1 3
100VA超過100VAまでごとに	〃	5. 3 1 3
(特定の機器) 〔附 則〕		
20VAまでのラジオ	1 台	1. 0 6 3
30VAまでのラジオ	〃	1. 5 9 4
ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契約	0. 0 7 1
100VAまで1日につき	〃	0. 1 4 4
100VA超過500VAまで 100VAまでごとに1日につき	〃	0. 1 4 4
500VA超過1kVAまで 1日につき	〃	1. 4 3 3
1kVA超過3kVAまで 1kVAまでごとに1日につき	〃	1. 4 3 3

区 分	単 位	基準調整単価 円 銭厘
ハ. 臨時電力 1日につき	1 kW	1. 5 0 7
ニ. 農事用電力B 1日につき	1 kW	2. 7 1 2
ホ. 農事用電力（脱穀調整需要） 〔附 則〕 1日につき		
0.5kW	1 契約	0. 3 7 7
1 kW	〃	0. 7 5 3
2 kW	〃	1. 5 0 7
3 kW	〃	2. 2 5 9
3kW超過 1kW増すごとに	〃	0. 7 5 3
(2)従量制供給	1 kWh	0. 2 2 9

(別 紙)

燃料費調整制度における基準調整単価
〔第21条第4項関係〕

消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、平成26年3月31日以前から需給契約が継続し平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（平成26年4月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が平成26年5月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令附則〔平成25年3月13日政令第56号〕第4条第3項で定める部分に限る。）の算定における基準調整単価は、以下のとおりとする。

区 分	単 位	基準調整単価 円 銭厘
(1)定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯		
20Wまで	1 灯	1. 7 2 9
40Wまで	〃	3. 4 5 9
60Wまで	〃	5. 1 8 7
100Wまで	〃	8. 6 4 6
100W超過100Wまでごとに	〃	8. 6 4 6
小型機器		
50VAまでの機器	1 機器	2. 5 8 2
100VAまでの機器	〃	5. 1 6 5
100VA超過100VAまでごとに	〃	5. 1 6 5
(特定の機器)		
[附 則]		
20VAまでのラジオ	1 台	1. 0 3 3
30VAまでのラジオ	〃	1. 5 5 0

区 分	単 位	基準調整単価 円 銭厘
ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契約	0. 0 6 9
100VAまで1日につき	〃	0. 1 4 0
100VA超過500VAまで 100VAまでごとに1日につき	〃	0. 1 4 0
500VA超過1kVAまで 1日につき	〃	1. 3 9 3
1kVA超過3kVAまで 1kVAまでごとに1日につき	〃	1. 3 9 3
ハ. 臨時電力 1日につき	1 kW	1. 4 6 5
ニ. 農事用電力B 1日につき	1 kW	2. 6 3 7
ホ. 農事用電力（脱穀調整需要） [附 則] 1日につき		
0.5kW	1 契約	0. 3 6 6
1 kW	〃	0. 7 3 2
2 kW	〃	1. 4 6 5
3 kW	〃	2. 1 9 7
3kW超過1kW増すごとに	〃	0. 7 3 2
(2)従量制供給	1 kWh	0. 2 2 3